

# 療育手帳再交付申請（再交付）について

提出書類

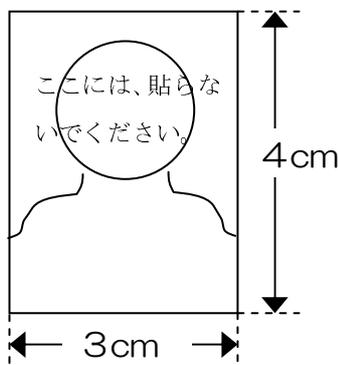
H20.5 改訂

## ①療育手帳再交付申請書

- ・申請者は障害者（児）本人か保護者のいずれかです。  
保護者・・・親権を行う者、配偶者、後見人その他のもので現に知的障害者（児）を監護する者です。

## ②写真 2枚

- ・療育手帳に貼付する写真が必要となります。  
(もう1枚は市の台帳に貼付します。)
- ・写真は、横の図のように脱帽、上半身を写したものを用意してください。
- ・**サイズは縦4cm・横3cmです。**
- ・裏面に、住所、氏名、生年月日を記入してください。



上記の書類が揃いましたら、お近くの各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課へ提出してください。

## 留意事項（18歳未満）

- ▷ 療育手帳を紛失、破損したとき又はその他再交付が必要なときは、再交付申請が必要となります。
- ▷ 児童相談所で、当該知的障害児の判定結果等をもとに再発行をします。  
※次期判定年月が経過している場合は、再交付できません。(併せて再判定申請も必要となります。)
- ▷ 手帳の交付は、原則受付した窓口から交付します。他の窓口で交付を希望する場合は申請時にその旨お伝えください。(交付場所は各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課に限ります。)
- ▷ 手帳交付の際に、受領印が必要となりますので印鑑をご用意ください。また、再交付前の手帳を所持している場合は、回収します。

## 留意事項（18歳以上）

- ▷ 療育手帳を紛失、破損したとき又はその他再交付が必要なときは、再交付申請が必要となります。
- ▷ 千葉県中央障害者相談センターで、当該知的障害者の判定結果等をもとに再発行をします。  
※次期判定年月が経過している場合は、再交付できません。(併せて再判定申請も必要となります。)
- ▷ 手帳の交付は、原則受付した窓口から交付します。他の窓口で交付を希望する場合は申請時にその旨お伝えください。(交付場所は各支所地域市民福祉課（三芳支所を除く）、市民課又は社会福祉課に限ります。)
- ▷ 手帳交付の際に、受領印が必要となりますので印鑑をご用意ください。また、再交付前の手帳を所持している場合は、回収します。

問い合わせ先

南房総市保健福祉部社会福祉課

(三芳保健福祉センター内)

TEL 0470-36-1151

FAX 0470-36-1133

